

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第168号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「使用人等」を「せり人等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「とき」の右に「、又は当該せり人に係る第7条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき」を加え、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 食肉部の卸売業者は、卸売の業務に従事させる使用人の氏名、生年月日及び住所を記載した届出書を市長に提出しなければならない。卸売の業務に従事させる使用人を解雇したとき、又は届出書に記載した事項に変更があったときも、同様とする。

第13条中「取扱品目の部類ごとに別表第3に掲げるとおり」を「30,000円」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第28条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第31条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第36条前段中「第10条第1項の規定は関連事業者について、」を削り、「加工食料品卸販売業者」を「加工食料品卸販売業者」に改め、同条後段を削る。

第42条第2項前段中「別表第6」を「別表第5」に改め、同項後段中「別表第6の2」を「別表第6」に改める。

第47条第2項を削り、同条第3項中「取扱品目の部類及び物品ごとに別表第7に掲げるとおり」を「50パーセント」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第98条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 返還しようとする日

第107条本文中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第108条第1項中「初日または」を削り、「その使用を開始した」を「その使用を開始し、又はその使用をやめた」に改め、「(月の初日から使用を開始した場合にあっては、その月の末日まで使用する場合を除く。)」を削り、「開始の日の属する月の」を「月に係る」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項または前項ただし書」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第108条第3項を同条第2項とする。

別表第1の2中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とし、別表第6の2を別表第6とし、別表第7を削る。

390 <sup>円</sup>
760
2,096
1,389
1,398
2,330
1,863
1,550
1,239
269
2,330
538
444
1,333
2,330
94

401 <sup>円</sup>
781
2,155
1,428
1,437
2,396
1,916
1,594
1,274
276
2,396
553
456
1,371
2,396
96

別表第8 1 備考以外の部分中

930	956
674	693
308	316
533	548
921	947
1,535	1,578
473	486
674	693
485	498
1,752	1,802
202	207
6,296,598	6,476,500
1,411,526	1,451,855
1,034,187	1,063,735
4,412,100	4,538,160
9,829,050	10,109,880
438,900	451,440
139	142
1,016	1,045
1,144	1,176
1,617,000	1,663,200
2,250,056	2,314,343
2,168	2,229
1,117	1,148
894	919
322	331
810	833
755	776
755	776

を

に

473

486

272 円
627
932
420
627
932
467
2,835
139
2,100

279 円
644
958
432
644
958
480
2,916
142
2,160

改め、同表2備考以外の部分中

を

に改め、同表を

別表第7とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)